

第7章 水防活動

第1節 水防配備

1. 町の非常配備体制

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備体制により水防業務を処理するものとする。

但し、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

なお、災害対策本部が設置されたときは、直ちに湧別町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

町の非常配備基準

種 別	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容
第一非常配備	1. 気象業務法に基づく情報、または警報を受けたとき。また、災害発生の恐れがあるとき。 2. その他、必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	情報連絡のため、総務対策部等少人数をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第二非常配備	1. 局地的災害の発生が予想される場合、または災害が発生したとき。 2. その他、必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	関係各班所要人員をもって当たるもので、災害発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第三非常配備	1. 広域にわたる災害の発生が予想される場合、または被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2. 予想されない重大な災害が発生したとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれ災害応急活動ができる体制とする。

※ 災害の規模及び特性に応じ、上記の基準によりがたいと認められるときは、臨機応変に配備体制を整えるものとする。

消防機関の非常配備基準

種 別	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容
第一非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報指定河川に水防警報（待機）が発令されたとき。 2. 大雨警報、洪水警報が発表され、または河川等の状況により待機を必要と認められたとき。 3. 北海道知事から待機の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幹部消防職、団員の招集を行い状況に応じ直ちに出動できるよう非番の職員に対し自宅待機を指示する。 2. 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行う。 3. 予想される災害の状況、過程によって担当分団の団員を招集し増強を行う。
第二非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報指定河川に水防警報（準備）が発令されたとき。 2. 大雨警報、洪水警報が発表され、または河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。 3. 北海道知事から準備の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非番消防職員及び消防団員を招集し各隊の編成を行う。 2. 水防本部に連絡員の派遣を行い、連絡情報の収集につとめる。 3. 出動車両の整備点検を行う。 4. 水防資機材及び各隊装備機材の整備準備を行う。 5. 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行う。
第三非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報指定河川に水防警報（出動）が発令されたとき。 2. 大雨警報、洪水警報が発表され、または雨量、水位、流量その他の状況により堤防の水の溢れ、決壊等の恐れがあるとき。 3. 北海道知事から出動の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防職員、団員の全部を招集し、隊の編成を行い、現地に出動、水防活動、水防活動及び避難救助活動を行う。

第2節 巡視及び警戒

1. 河川等の巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、河岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

地区別監視員

区域名	担当河川名	巡視担当課	監視人数
湧別市街	湧別川	建設課 水道課	4人
登栄床 東 福島	ポント川 テイネ川 (その他担当区域内の小河川)		
芭露 上芭露 西芭露 東芭露 志撫子 計呂地	芭露川 本間沢川 ポン川 キナウシ川 西の沢川 志撫子川 計呂地川 (その他担当区域内の小河川)		
川西 信部内 緑蔭	東ノ沢川 中ノ沢川 シブハツナイ川 信東川		
中湧別	湧別川(中湧別の範囲) 中土場川 ヌッポコマナイ川 (その他担当区域内の小河川)		
上湧別	湧別川(上湧別の範囲) 富美川 (その他担当区域内の小河川)		
開盛	湧別川(開盛の範囲) サナブチ川 (その他担当区域内の小河川)		
			4人

2. 非常警戒

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に連絡するものとし、水防管理者は、当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

監視員の巡視に当たり、注意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及びびがけ崩れ
- (2) 川側で水当たりの強い場所の亀裂及びびがけ崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水の溢れ状況
- (5) 排水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常

第3節 警戒区域

1. 警戒区域の設定

法第21条の規定に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

2. 警察官の警戒区域の設定

前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は消防機関に属する職権を行使することができるものとする。

3. 警戒区域の設定の報告

前1及び2において、警戒区域を設定したときは、直ちに水防管理者、消防機関の長及び警察署長に報告するものとする。

第4節 水防作業

1. 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状況等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最

も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第5節 避難及び立退き

1. 避難及び立退き

法第29条の規定により水防管理者が、避難のため立退きを指示する場合には、知事（オホーツク総合振興局長）及び遠軽警察署長に通知するものとする。

また、解除公示した場合も同様とする。

2. 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のため立退きを指示することができないと認められるとき又は、水防管理者から要求があったときは、必要と求める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

警察官が立退きを指示するときは、水防管理者に通知、連絡するものとする。

3. 避難及び立退きの順序

避難及び立退きの順序は湧別町地域防災計画第5章災害応急対策計画第4節避難救出計画によるものとする。

4. 避難者の輸送及び避難場所

避難者の輸送及び避難場所は、湧別町地域防災計画第5章災害応急対策計画第4節避難救出計画及び第13節輸送計画によるものとする。

第6節 非常輸送

1. 水防資機材、人員等の非常輸送

非常の場合の資機材、人員等の輸送は、湧別町地域防災計画第5章災害応急対策計画第13節輸送計画によるものとする。

第7節 決壊・越水等の通報

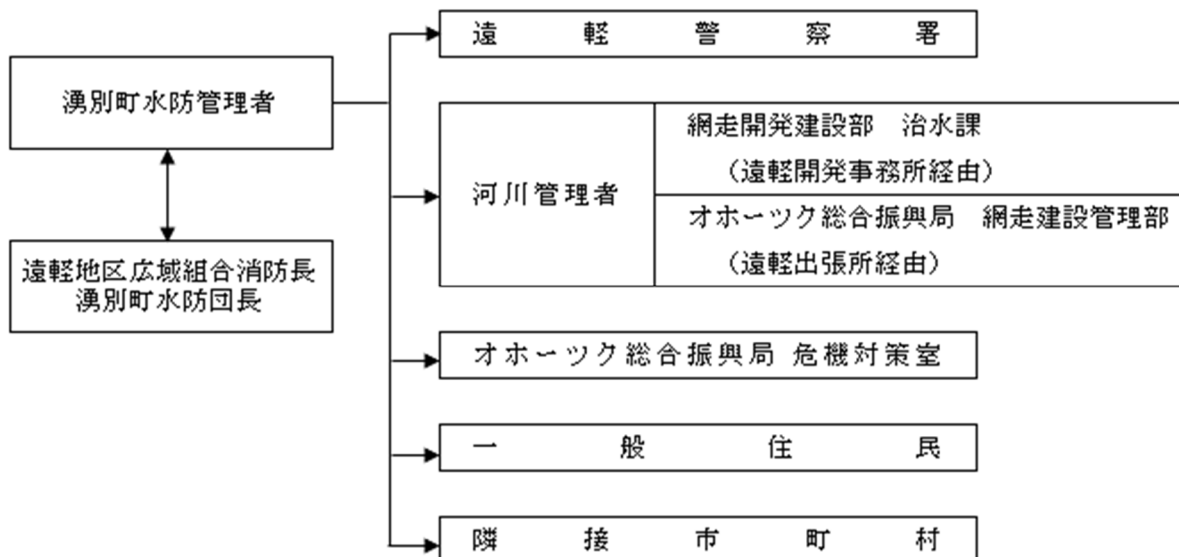
1. 決壊・越水等の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防長は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

2. 堤防等の決壊・越水等通報系統図

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



3. 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは以上な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。